

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど「生活の質」を落とす大きな原因になります。また、認知症の危険因子であることも指摘されています。誰にでも起こる可能性があり、65歳から急増し、60代後半では3人に1人、75歳以上では7割以上の頻度という研究結果が出ています。加齢性難聴には根本的な治療法はなく、補聴器相談医の指導のもとに適切な補聴器を選ぶことが大切とされています。

しかし、日本の補聴器使用率は欧米諸国に比べて低い状況です。補聴器は片耳あたり概ね3万円～20万円と高額な医療機器でありながら、日本では公的補助制度が整備されていないことが、その要因と考えられます。障害者総合支援法の補装具費支給制度は、高度・重度難聴レベルが対象で、中等度・軽度の難聴は給付対象になりません。また、購入後に医療控除を受けられる場合があるものの非課税の方にはメリットがありません。

政府の方針では70歳までの雇用機会の確保を企業に求めるなど、高齢者の社会参加を促進する方向性を示しています。しかし、耳が聞こえにくい、聞こえないということは、そうした社会参加への大きな障害となります。

加齢性難聴者に対する補聴器使用の推進を図ることで、生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、社会参加への意欲が高まることや認知症の予防を含め、健康寿命の延伸にもつながることが期待されます。

よって、国において、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を早急に創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月18日

大和高田市議会